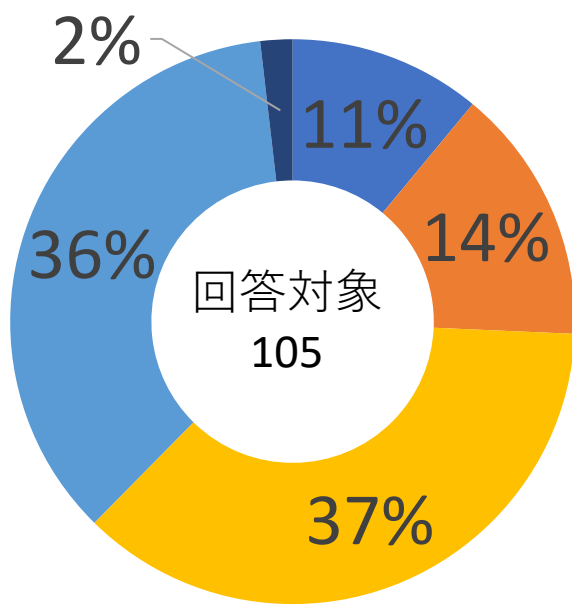


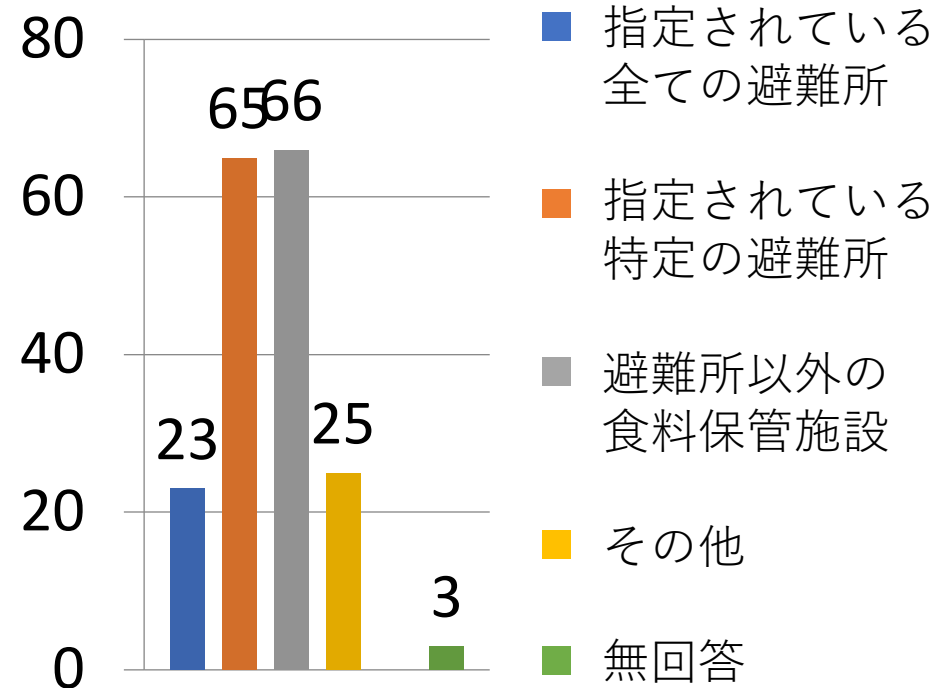
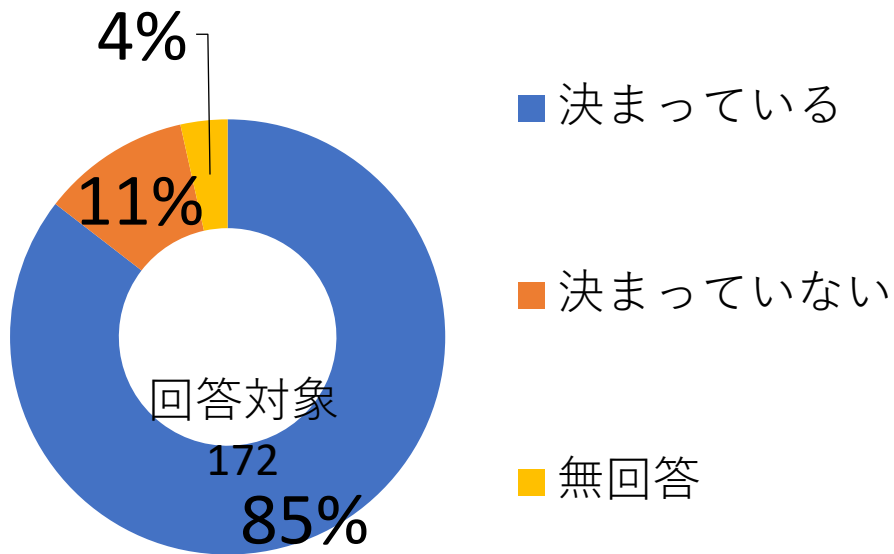
アレルギー用ミルク備蓄量の根拠



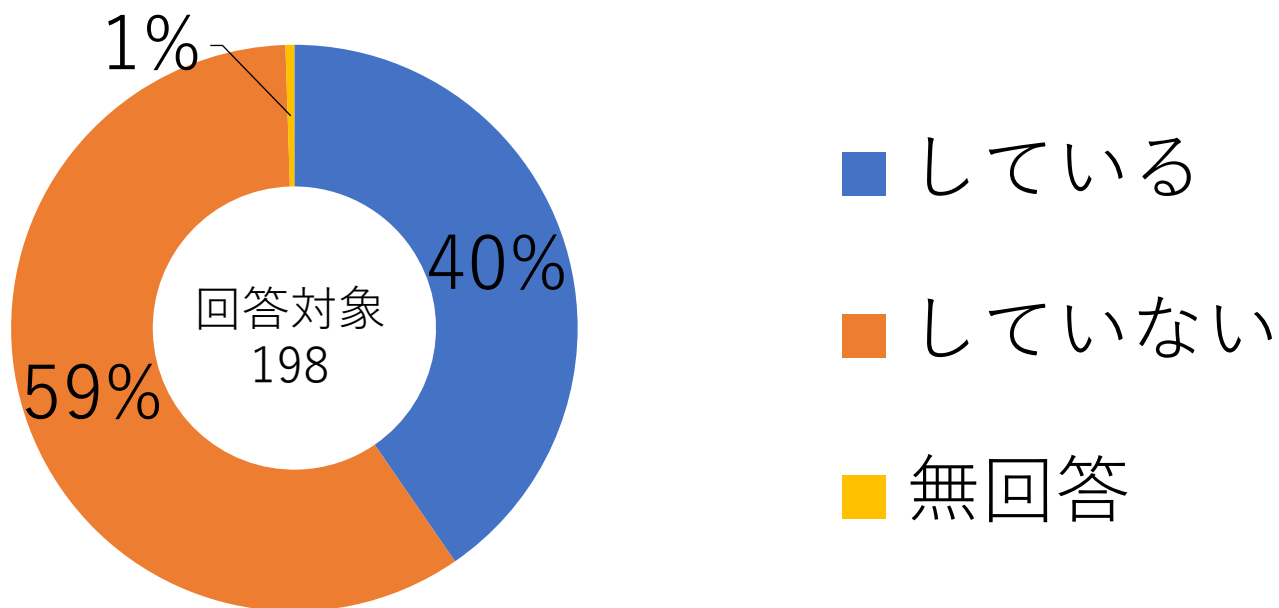
- 自治体のアレルギー患者数や過去の災害記録から算出
- 学会のガイドラインを参考にした
- 地域のアレルギー専門医と相談
- 特に根拠はない
- その他
- 無回答

アレルギー対応食品備蓄場所

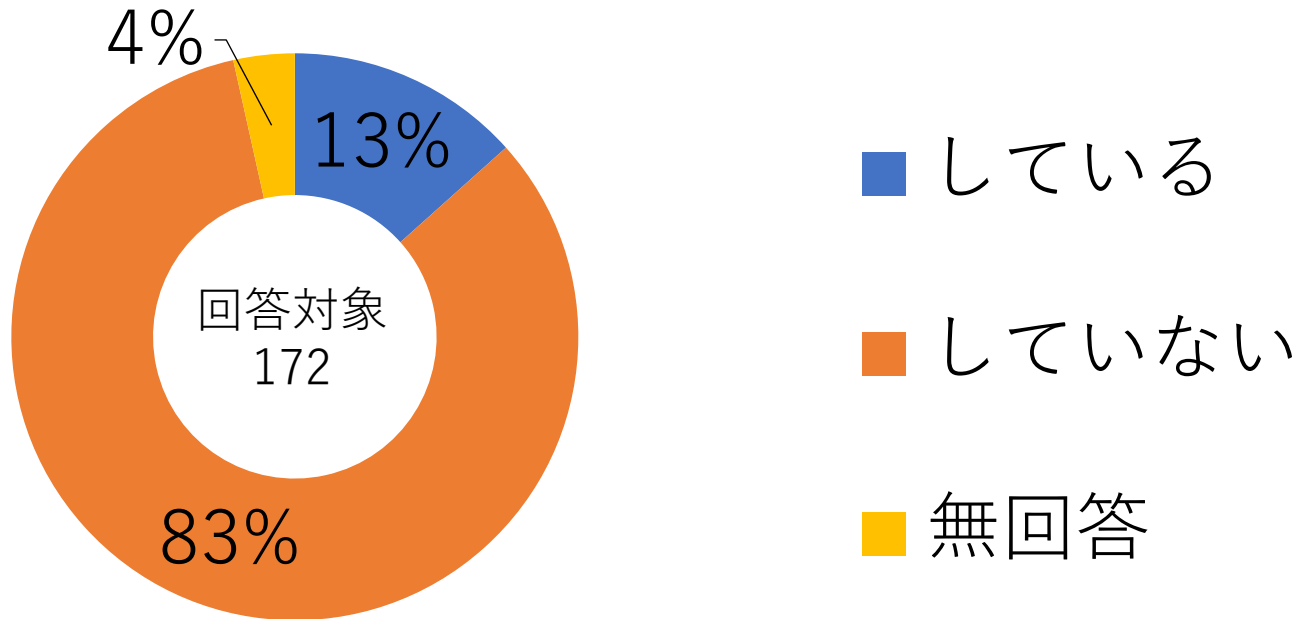
回答対象147（複数回答）



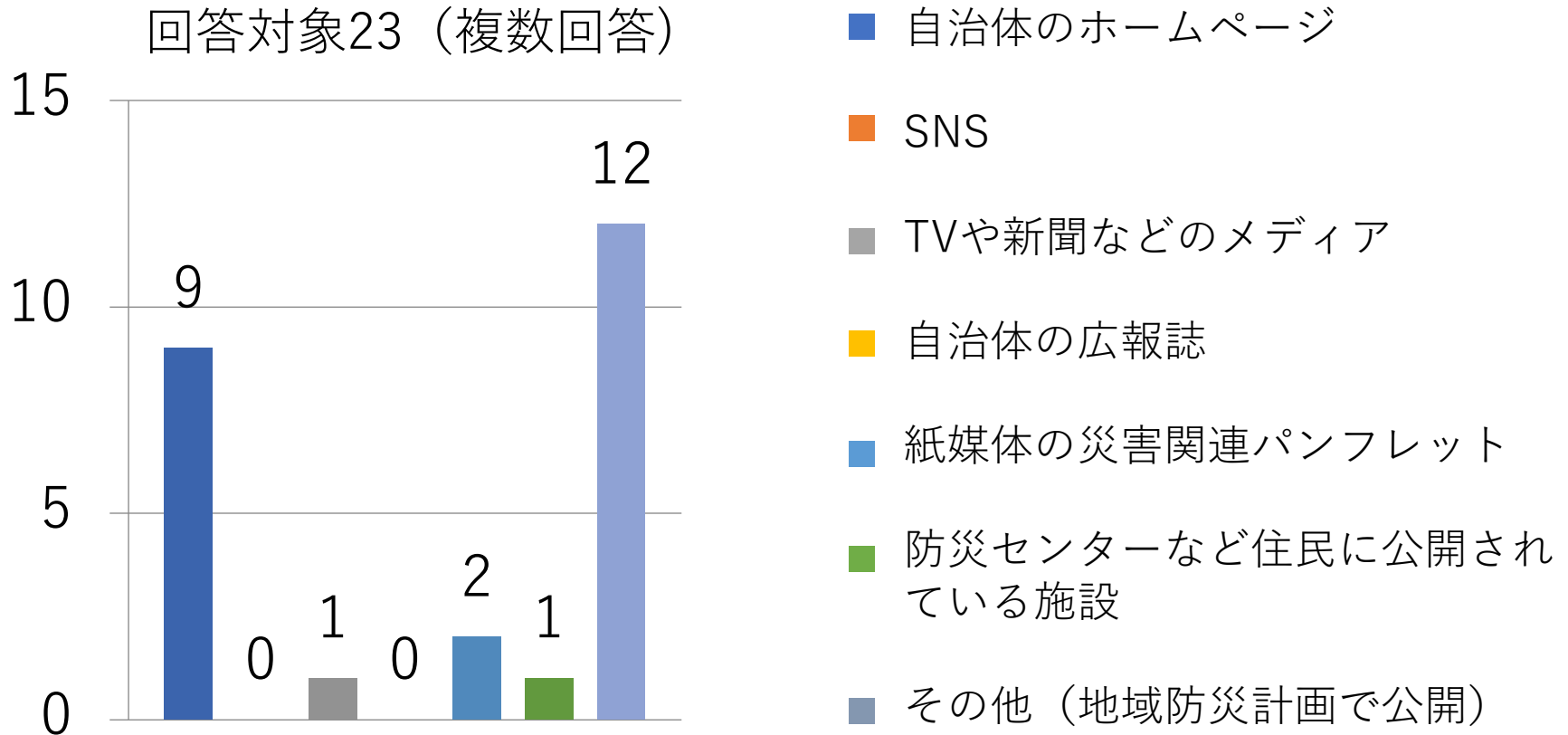
アレルギー対応食品について 各部署との情報共有の有無



アレルギー対応食品についての 住民への情報公開



情報公開の方法



皆様の自治体の実情は どうでしょうか？

【自治体内の連携がポイントに】



避難先から戻り令和4年9月5日から業務を開始した福島県双葉町役場（令和4年9月12日）

「要配慮者」としてのアレルギー患者支援

アレルギー患者は「要配慮者」

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」
(平成25年8月、同28年4月改定)に明記

第1 平時における対応

1 避難所の組織体制と応援体制の整備

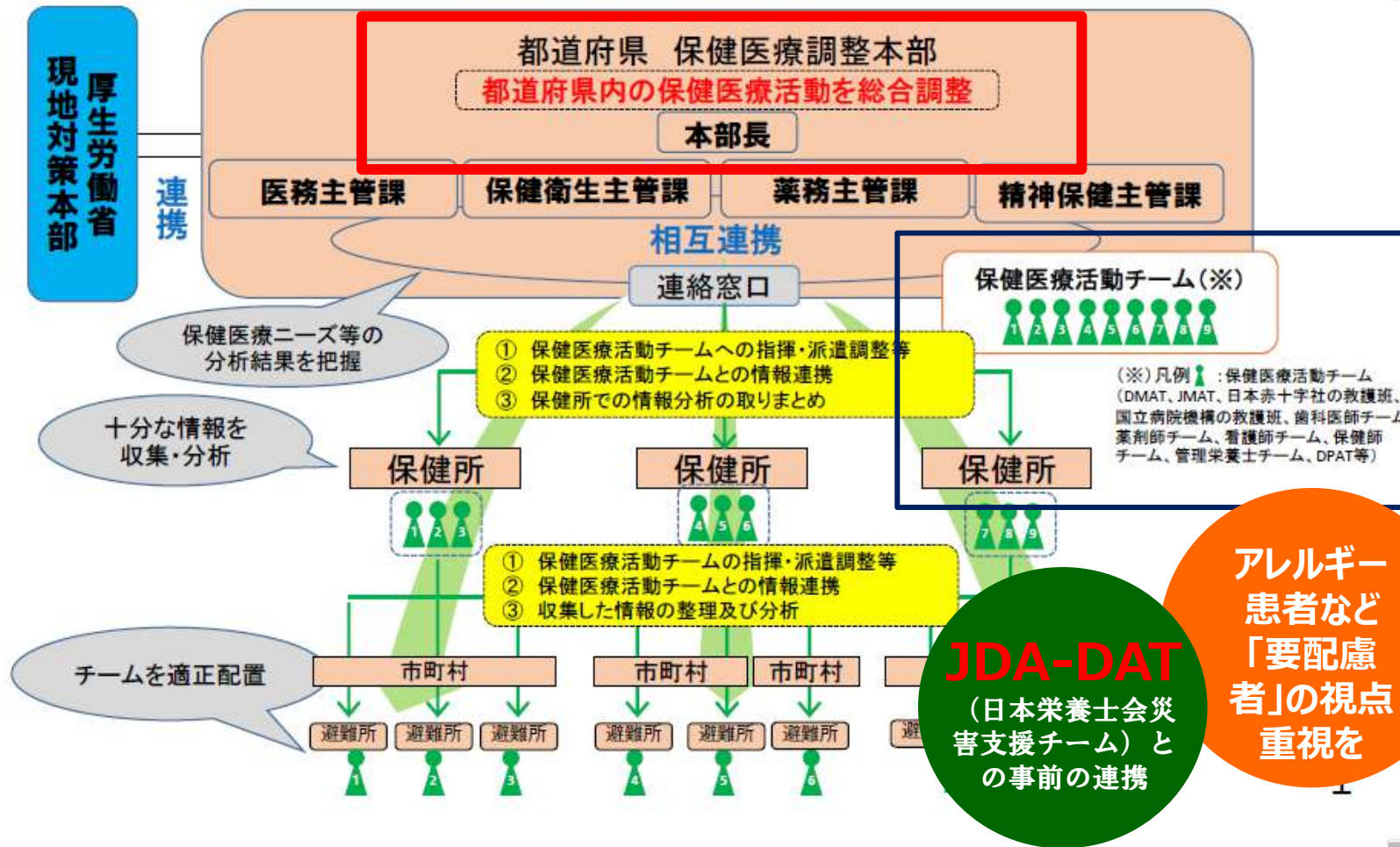
(1) - ①体制の整備

平常時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係部局等が協力して、『避難所運営準備会議(仮称)』を開催し、要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等(以下「要配慮者」という。)や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について（平成29年7月通知）

- 熊本地震の経験を踏まえ、被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、
- ① 保健医療活動チームに対する指揮、連絡及び派遣調整
 - ② 保健医療活動チームとの情報連携
 - ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析
- を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。



「要配慮者」対応の施設指定を

(平時から自治体広報などを通じ住民に周知)



(国・県・民間)

受け入れ

行政・応援の保健師・栄養士

JDA-DAT

ボランティア など



(指定の場所)

福祉避難所

(市町村)

自治体の備蓄

配布

アレルギー対応食

糖尿病食

高齢者食

離乳食 など



(避難所・在宅避難)

- *被災者行政の枠組みの中に位置づけることで全国の自治体で取り組まれることをめざす
- *主体は市町村、ボランティアは補完の役割



内容のポイント

- *乳幼児の備え
- *離乳食の備え
- *高齢者の備え
- *食べる機能が弱くなった方の備え
- *慢性疾患の方の備え
- *食物アレルギーの方の備え
- *知っておきたい、災害時の食物アレルギーのこどもへの対応

知っておきたい、災害時の食物アレルギーのこどもへの対応

災害時アレルギー対応

◆食物アレルギーのこどもへの対応
困ったことがあったら速く行政の方等に相談しましょう。

原因食物を食べないようにしましょう

- 1 アレルギー表示を確認しましょう
「アレルギー表示」を確認し、アレルギー表示のない食品は避けてください。
- 2 炊き出しを確認しましょう
炊き出しの食品はアレルギー表示がない限り、避けてください。
- 3 食べ物をもらっても、家族などに相談し食べるように教えましょう
食べ物をもらっても、アレルギー表示を確認してから食べてください。
- 4 食物アレルギーがあることを周囲に知らせましょう
アレルギーがあることを周囲の人に知らせ、アレルギー表示を確認して食べてください。

症状がたら助けを求めましょう

全身の症状	呼吸器の症状
<ul style="list-style-type: none"> ● じんましん ● じんましん ● じんましん 	<ul style="list-style-type: none"> ● ぜんそく ● ぜんそく ● ぜんそく

災害時のアレルギーに関する相談窓口（無料）メール相談
日本アレルギー学会 ホームページ URL: <http://www.ja-allergy.org/>

食物アレルギー（実践編） 幼児期以上

原因食物（アレルギー）が含まれていない食品を備えましょう。

◆火やお湯がなくても食べられるもの

主食	主菜	副菜・菓子など
<ul style="list-style-type: none"> ● レトルトのゆめしぼ ● レトルトのゆめしぼ ● アルフラック(水が必須) ● コーンフレーク ● パン ● 乾パン 	<ul style="list-style-type: none"> ● レトルト食品 ● 肉、大豆食品 ● ツナ缶、さば缶、いわし(缶) ● コーンフレーク ● 豆乳 	<ul style="list-style-type: none"> ● レトルトスープ ● 野菜や果物の缶詰 ● 缶詰 ● 菓子(せんべい、ポテトチップス、クッキー、ビスケット)

◆火やお湯があれば食べられるもの

主食	副菜・菓子など
<ul style="list-style-type: none"> ● 米粉 ● 米粉製菓(餅、団子) ● 米粉パスタ ● 米粉 	<ul style="list-style-type: none"> ● カレー ● シチュー

注意 ● 災害時のアレルギー対応には、アレルギー表示を確認し、アレルギー表示のない食品を備えましょう。
● 乳幼児や高齢者のアレルギー対応には、アレルギー表示を確認し、アレルギー表示のない食品を備えましょう。

農林水産省大臣官房政策課食料安全保障室
(平成31年3月)

すべての施設で「取組指針」の実行を！

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

内閣府（防災担当）平成25年8月、同28年4月改定（抜粋）

発災翌年の平成24年10月、内閣府に「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」が設置された。「母の会」代表が委員として報告・提案した内容が盛り込まれた

第1－4 避難所における備蓄等

（1）食料・飲料水の備蓄

食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファーマイ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。必要な方に確実に届けられるよう、要配慮者の利用にも配慮する

第2－7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

（1）食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする

（2）避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、（中略）食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用する

第2－8 衛生・巡回診療・保健

（7）② 生命・身体に配慮を要する避難者への対応

アトピー性皮膚炎の悪化を避けるための仮設風呂・シャワーを優先的な使用させることや、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるためのほこりの少ない場所への避難などの配慮がなされることが望ましい

アレルギー対応 食品の備蓄量の 目安

allergyportal.jp/just-in-case/

アレルギーポータル



アレルギーについて



よくある疑問



医療機関連携



アレルギーの本棚



災害時の対応



日本の取り組み



研修・講習会・
eラーニング



都道府県のサイト

大規模災害対策における アレルギー用食品の備蓄に 関する提案

食物アレルギー対応食品には様々なものがありますが、必要最小限と考えられる備蓄食品について検討した提案です。

[くわしく見る](#)

内閣府防災基本計画

防災基本計画は、中央防災会議が作成する。政府の防災対策に関する基本的な計画です。

[くわしく見る](#)

避難所における良好な 生活環境の確保に向けた 取組指針

市区町村の避難生活での良好な生活環境を確保するための取り組みに当たっての指針です。

[くわしく見る](#)

大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案

日本小児アレルギー学会 災害対応委員会

1. アレルギー対応食備蓄についての基本的な考え方

目的：各避難所においても、食物アレルギーを有する者（小児・成人とも）に安全な食品を提供する

備蓄品目：食品表示法に規定されたアレルギー特定原材料・及びそれに準ずるもの（特定原材料等 27 品目）を含まない食品（以下、アレルギー用食品）

備蓄量：総備蓄食の 25% 以上を目安とし、全ての避難所で入手可能なことを目指す

<根拠>

- (1) 何らかの食物アレルギーを有する者の割合は、乳幼児で 5~10%、小中学生で 2.5~5%、成人でも数%と推計される¹⁾。
- (2) それぞれの原因食物（アレルゲン）は様々であるが、特定原材料等 27 品目を含まない食品を用いることによって、95% 以上の食物アレルギーを有する者は安全に摂取ができる。

2. 備蓄が推奨されるアレルギー対応食品

乳アレルギー用ミルク、アレルギー特定原材料不使用アルファ化米

【乳アレルギー用ミルク】

目的：乳アレルギーを有する乳児への主食提供

品目：乳たんぱく質消化調整粉末、調整粉末大豆乳

備蓄量：備蓄用ミルクの 3%

<根拠>

- (1) 乳アレルギーを有する乳児は全体の約 2% と推計される¹⁾。
- (2) 乳たんぱく質消化調整粉末は数種類あるが、中でも分解された乳たんぱく質（ペプチド）分子量の小さい方がアレルギー症状を誘発しにくい。
- (3) 調整粉末大豆乳は、大豆アレルギーのない者であれば乳児に限らず全年齢で飲用可能。水にも容易に溶解する。

【アレルギー特定原材料不使用アルファ化米（以下、アレルギー用アルファ化米）】

目的：食物アレルギーを有する者への主食提供

品目：アレルギー用アルファ化米

備蓄量：備蓄するアルファ化米の 100%

「取組指針」から5年、対応は進んでいるのか？

- 総務省、内閣府の調査によると、自治体の「アレルギー対応食」の備蓄は着実に進んでいるとされる
- 西日本豪雨、北海道胆振東部地震（平成30年）の被災地（被災5市4町）では具体的な取り組みを確認できず
- 18か所の避難所で、小児アレルギー学会が作成し厚生労働省が周知した患者支援の「災害パンフ」は掲示されていなかった。同パンフを知っていた保健師などいなかった
- 被災5市4町の被災者支援部門で「災害パンフ」を知っていたのは1市、実際には活用していなかった
- JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）が開設した「特殊栄養食品ステーション」、同ステーションで食物アレルギー対応食を配布していることを知っている保健師などいなかった
- 栄養士の一人は「何が入っているか分からないので、食物アレルギーの人は避難所で出される食事を食べないように言ってある」と言っていた



北海道厚真町、厚真中学校の避難所で

「給食支援」で原材料表示を行うよう防衛省に要請



北海道むかわ町（平成30年9月29日）



北海道厚真町（平成30年9月29日）

- 東日本大震災の教訓を踏まえて策定された「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）平成25年8月）には「食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする」（要旨）ことが盛り込まれたが、北海道胆振東部地震被災で「給食支援」を行っていた自衛隊部隊を訪れたところ、「表示」は行っていなかった
- 平成30年11月、防衛省統合幕僚監部参事官、防衛省統合幕僚監部参事官付 災害派遣・国民保護班長、内閣府参事官補佐（避難所担当）に対し、自衛隊が実施する「給食支援」で、率先して原材料表示の範を示すことで、食物アレルギー患者（児）も安心して食べることができる環境を実現してほしいと要請した

防衛省から示された対応

(平成30年12月)

- 「現地の特性に応じて柔軟に対応したい。表示を推進していく」（統合幕僚監部）
- 市町村が作成した原材料や調味料を表示した看板を掲示する、使用した調味料のビンなどを配食する場所に置く、アレルギーに関する自治体の問い合わせ先など注意喚起を行う
- 防衛省として一律の対応を示せない背景には、自衛隊が行う「給食支援」は被災自治体への協力という位置づけであり、表示等についても自治体が行うとの判断があると思われる
- 内閣府の参事官補佐も「国として示した取組指針の内容を自治体に要請する立場」と説明
- 防衛省は前向きな姿勢であることから、地元自治体に対し、普段から表示を要請していくことが重要になる

(協議から1週間後)

防衛省統合幕僚監部から「部隊に周知を行った」と連絡

現地の特性に応じて、柔軟に対応（以下、一例）



③ 市町村が作成した看板（使用した原材料、調味料等を表示）を掲示



① 使用した調味料の瓶等を配食場等の前に置く



② アレルギーに関する注意喚起（自治体の問い合わせ先など）を表示

防衛省から示された対応の実施状況（防衛省情報）

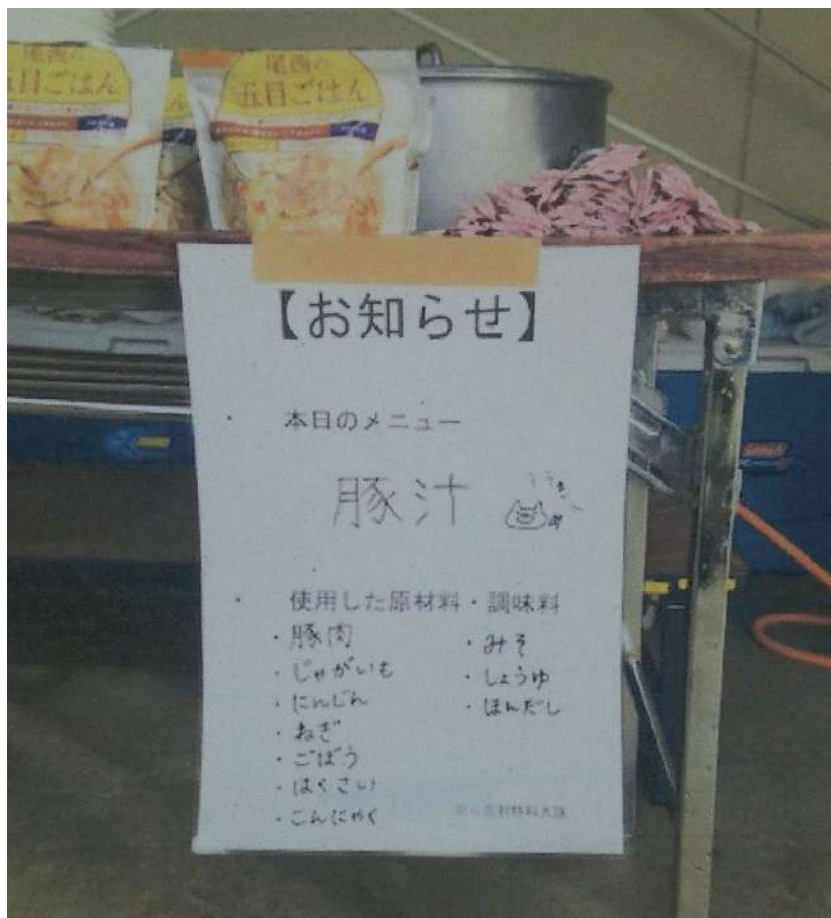
○九州北部の集中豪雨
（令和元年8月）

○令和元年東日本台風
（令和元年10月）

- ・長野市（2か所）
- ・茨城県常陸大宮市
- ・福島県いわき市
- ・宮城県角田市

*長野市では、市から献立と食材の提供を受けて隊員が調理。避難所で配る弁当を入れたボックスに食材名と特定原材料7日品目が入っていないことが分かる表示を行った

*いわき市では、市と協議して豚汁などの温かい汁物の炊き出しを実施。汁物を配る場所に食材や調味料を掲示した



福島県いわき市内の避難所
（防衛省提供）



<https://allergyportal.jp/just-in-case/>

「災害におけるアレルギー疾患の対応」



災害に対して自治体ができる備え

食物アレルギー ①

1 食物アレルギー対応食品の備蓄

- アレルギー対応食品は約 70%、アレルギー対応ミルクについては約 30% の自治体しか備蓄していません。
- 食物アレルギーがある方は災害に備えて自宅に備蓄をしていることが推奨されますが、自治体での備蓄も重要です。

日本小児アレルギー学会の推奨

食品表示法に規定されたアレルギー特定原材料・及びそれに準ずるもの(特定原材料等28品目)を含まない食品とし、総備蓄量の25%以上を目安に全ての避難所で入手可能なことを目指す。

備蓄用ミルクの3%をアレルギー対応ミルクにする。
アルファ化米についても、アレルギー対応にする。

総備蓄量の
25%以上



大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案について (日本小児アレルギー学会)

<https://www.jspaci.jp/assets/documents/bichiku201812.pdf>

食物アレルギー ②

2 食物アレルギーに対応した備蓄食品の情報公開

- 備蓄場所・備蓄内容を公開している自治体は 13% でした。
- 備蓄場所や備蓄内容(特に原材料)を住民に公開することは、公助だけでなく自助を促します。
- 被災時にどこかの避難所に食物アレルギー対応食品を配置するか、事前に広報することは有効です。

備蓄状況などをわかりやすく公開している自治体の例



食料・生活必需品等の備蓄 (愛知県)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/saigaibaisaku/0000035809.html>



災害時に避難所で必要な対応

食物アレルギー ①

1 炊き出し時の注意点



- 個包装の食品を配った場合は食品表示がありますが、炊き出しの時は食品の内容を確認する事が出来ません。
- 炊き出しの時には、原材料を紙に書いて掲示したり、使用した食品の包装を掲示する必要があります。



炊き出し時の掲示の一例



食物アレルギー ②

2 サインプレート・災害用ビブスの活用

- 非常時の食料が貴重な状況では、子供だけでなく成人でも食物アレルギーがある事を自分から言い出せない場合があります。サインプレートや災害用ビブスを身につけてもらえば、一目で何の食物アレルギーがあるかわかります。



災害用ビブス

